## 「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 平成 30 年 7 月 30 日 (月) 14:00 ~ 15:30

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者:(委員)服部会長・岩尾副会長・藤永委員・寒竹委員・入江委員

(事務局) 増山総合政策部長・大場財政課長・梅田契約係長・安部・小柳

議題 1. 直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について

議題 2. 直方市公契約条例施行規則の改正について

議題 3. その他

議題 1. 直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について

会長

平成 30 年度第1回直方市公契約審議会を開催する。

まず、議事の 1 番目、「直方市公契約条例対象業務の実施状況に係るアンケート集計結果について」、事務局より説明をお願いする。

事務局

資料「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果」 をごらんいただきたい。

平成 29 年度公契約対象事業、契約受注者の 21 社に対して、アンケート調査を実施した。調査期間は、4 月 16 日から 4 月 27 日まで、回答数は 21 社に対して 18 通、回収率は 85.7%である。

なお、資料の表紙にアンケート Q1 から Q9 までの集計結果の概要を記載している。

次のページから具体的に始まっていくのだが、ここからアンケート質問項目の回答である。なお、質問に対する自由意見の欄は、事業者からの回答内容を、そのまま記載している。また、参考として、去年のアンケート結果を表中に記載している。左側が前回の回答、右側が、今回の回答となる。

それでは、「Q1 平成 29 年度に公契約対象案件を請け負っていただきましたが、『公契約条例』について、どれぐらい理解できていると自己評価されますか」という質問に対しては、回答いただいた約 8 割の事業者が「理解できている」「まあまあ理解できている」との回答であった。なお、「余り理解できていない」と回答された事業者からは、「毎年度の下限給与額の改訂の記述があったが、これを受けて担当課が正しい説明をしている」とのことであった。

**3**ページをごらんいただきたい。

「Q2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する方の適正な労働条件の確保、適正な労働時間及び賃金等に結びつく成果がありましたか」という質問に対して、「成果があった」と答えた事業者は 9 社、「今後成果があると考える」と答えた事業者が 8 社、全体の 94.4%が「成果があった」または「今後の成果があると考える」との回答であった。

なお、「成果があった」と回答した事業者からは、「工事の質の確保には必要である」や「近隣地区求人の時給水準よりも高いため、他地区より比較的求人募集がある」などの意見が寄せられた。また、「同事業者間での格差が発生している」等の意見も寄せられた。

4ページをごらんいただきたい。

「Q3 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、地域経済・地域社会の活性化、対象業務の労働者の賃金が上がって生活に少なからずプラスの影響がある、または、そのような話を聞いたにつながった、と感じられましたか。」という質問に対しては、「つながった」が3社、「今後つながると考える」が13社で、全体の88.8%の事業者が「つながった」または「今後地域経済・地域社会の活性化につながると考える」との回答であった。

なお、「今後活性化につながると考える」と回答された事業者からは、「今後、下請事業者との請負契約の比率が上昇すれば、地域主導・地域社会の活性化につながると考える」という意見をいただいた。

5ページをごらんいただきたい。

「Q4 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか」という質問に対しては、「工事・業務の質が向上した」や「今後、工事・業務の質の向上につながる」という意見が 72.2%との回答であった。

なお、「今後向上につながると考える」と回答した事業者からは、「人材の質が業務に直結すると考えているため、今後成果が出てくる可能性がある」という意見が寄せられた。事業者として人材を大事に考えているという意見だと思われる。

6ページをごらんいただきたい。

「Q5 公契約条例が適応される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等への周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか」という質問に対しては、今回も昨年同様に一つの手法に偏ることなく掲示書面などのさまざまな回答であった。

7ページをごらんいただきたい。

「Q6 労働者等から公契約条例に関すること、賃金・労働者の範囲等で相談や問い合わせを受けたことがありましたか」という質問に対しては、「あった」と回答した事業者が2社、全体の11.1%あり、相談内容は「現在賃金と公契約の差の理由」等であった。

8ページをごらんいただきたい。

「Q7 労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える点はありますか」という質問に対しては、94.4%の事業者が「必要ない」と回答した。反対に、「見直しが必要と考える点がある」と回答した事業者からは、「賃金台帳の提出が必要ではないか」という意見が寄せられた。

9ページをごらんいただきたい。

「Q8 労務報酬下限額の設定の考えについて、課題と考える点はありますか」という質問に対しては、77.8%の事業者が「課題はない」との回答であった。しかし、「課題がある」と回答した事業者からは、「新年度契約時には、

入札時点での下限額での締結をする」等の記載や「最低賃金との差が大き過ぎる」という意見が寄せられた。

10 ページをごらんいただきたい。

「Q9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることや、わからないことがありますか」という質問に対しては、「困っていることやわからないことはない」と回答した事業者は 13 社で、全体の 72.2%であった。しかし、「困っていることやわからないことがある」と答えたところからは、「60 歳以上の人は対象とならない。対象となる人と、仕事内容は全く同じなのに、賃金が違うということを説明するのが困難」等の意見をいただいた。

最後に、**11**ページをご覧いただきたい。こちらは自由記載、自由記入となっている。

「Q10 その他、直方市公契約条例に関して、ご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にご記載ください」に対しては、同業他社の労働者からの問い合わせに関する内容の意見があった。労務台帳の提出時において、各主管課では、下限額が契約年度の下限額であるかの確認を行っている。現状、契約締結時の下限額を翌年度以降も引き継ぐとしているので、それが、労務台帳上、誤っていた場合、正しい形になるように指摘していると聞いている。

今回、様々な意見をいただいているが、条例の目的である「労働者の適正な賃金や労働条件等の確保」また「工事、業務の質の向上」や、「地域経済、地域社会の活性化」等には一定寄与されたのではないかと思われる。

また、アンケート集計結果については、今後の事業に活用していきたいと 考えている。

アンケートの集計結果については、以上で報告を終わる。審議をよろしく お願いしたい。

会長

何か、質問はあるか。

会長

**Q10** だが、同じ時期に契約したはずの事業所では金額が違っていたというようなものが上がっているのだが、これは公契約ではない、適用されてないということなのか。

事務局

公契約かどうかは、判断しかねるところがあるのだが、もちろん各課、問い合わせがあった場合は、正しい答えをするように周知している。この内容の真偽まではわからない。

副会長

しかし、対象者のところに、平成 **29** 年度の公契約条例対象事業契約受給者になっとるから、そうでないか。全部、公契約対象の業者にアンケート出したのではないのか。

事務局

回答いただいているのは、もちろん対象の事業者の方である。ただ、ここの中で言っている案件が、その公契約の案件かどうかというところが、何と

もこの文書では読み取れない。

副会長

そういった違いなどがあるので、あとで、私から資料も準備しているので、 説明で補足したいと思う。

委員

2ページ目の部分で、「あまり理解できてないという所が増えている」とある。市民や建設業で働く人、委託業務で働く人たちに、まだまだ公契約条例というもの自体が伝わってないという現状が見えるように思える。せっかく公契約条例といういいものを作っているので、建設の現場であれば、ここの現場が公契約の条例の現場だとかいう形の部分を、「公契約とは」という部分を含めて、市からの説明があるかもしれないが、掲示する等してほしい。使用者、労働者が双方ともきちんとわかるような形での内容にしてもらえれば。まだまだ他所にも広がっていく 1 つの傾向にもなるのではないかと思う。

事務局

そうである。今、委員が言われたように、対象案件であることを、まずは じめに、契約係や各主管課が説明をしている。このアンケートをもって、事 業者の方から「わからない」という内容があったら、主管課から説明をした り、案件が工事の案件であれば、契約係から説明をしたりしている。

ただ、無記名のアンケートなので、対象業者がわからない場合は、説明できないというところがあるのだが、例えば、そのアンケート用紙をお持ちいただいたときに、わからないことがあったら、その場で説明できるものは説明するような形をとっている。このアンケート自体が、理解の深まるのにもつながっているのではないかなと思っている。

会長

「公契約条例を従業員に周知する際の資料があれば、いただきたい」とあるが、条例の手引きなどは、事業主に渡してはいないのか。

事務局

契約係では、紙ベースでは渡していない。ただ、ホームページに掲載しているので、こちらの方をご覧いただくようにしている。

会長

あまり知られてないのだろうか。

事務局

工事に関して言えば、対象案件を 28 年度に設計額を 5,000 万円に下げた ので、A1 ランク、A2 ランクの業者までは、わかっているのではないかと思う。全ての業者が、公契約をきちんと理解してあるかと言われると、まだま だ難しいところがあるので、今後、周知していきたいと思う。

業務委託に関しても、この回答にもあったとおり、実はやっていたことが 間違っていたなどということもあるので、対象の各主管課には、しっかりと した周知をするようにして対応したい。

会長

「公契約条例の内容について理解できていないところも多々ある」という **Q9** には出ていたのだが、業者、事業主に説明会等はどうか。

事務局

その業者には具体的には恐らく説明できてないと思う。無記名でアンケートが送られてきたため、説明のしようがない。

委員

そういう部分も含めて、周知をお願いしたい。

事務局

**100**%理解していただくのは難しいとは思うが、対象事業者として、労務 台帳の提出であったり、下請に周知であったり、必要なことは理解していた だいていると認識している。

会長

始まる前に、公契約条例の概略の説明などはしているのか。しないのか。

事務局

契約係で行っている工事に関しては、かなりしっかりした説明をしている。 まず、「公契約とは、余り聞きなれないと思うが、こういうことだ」と。で、 「受注者としてやっていただくことは、こういうことだ」と。具体的に「労 務台帳を、いつといつといつに提出してください」など、具体的に。

実際、説明したときは、まだ工事が始まってなくて、今からという状況で、 具体的にその作成のタイミングになって、「台帳の作り方がわからない」とか、 「この場合はどうしたらいいか」とかいう問い合わせを、受けることが多い。

会長

アンケートは契約の冒頭でとるのか。

事務局

最後である。全部終わってからである。今回の分に関しても、平成 **29** 年度 の対象事業に対して、平成 **30** 年の **4** 月にアンケートをとっている。

委員

工事の分で言えば、そういう説明等きちんと行っているとは思うのだが、 それは手続上の説明はあるとは思う。やはり公契約の理念的なことを知って もらうのに、そこも説明も含めて、こういう手引きとか、そういう形で事業 所に渡せるような形で渡してもらったほうがいいのではないか。

事務局

紙ベースで周知ということか。

委員

紙ベースで。インターネットと言っても、見ることができる人もいればできない人もいる。紙でも見ない人もいるかもしれないが、その辺も含めてである。

事務局

対象案件、対象業者は、業務委託については、統計をいただいている業者は、平成 26 年度公契約導入以降、大きく変わっていない。業務委託の業者については、一定の理解はしていただいていると思う。工事業者に対しては、契約時に、説明等行っている。平成 28 年度から 1 億円から 5,000 万円に対象案件を増やしたときに、元々1 社、2 社であったのが、5、6 社と増えている。恐らく 29 年度に対象案件をとられた工事関係の業者かというところで、

推測している。一定の理解できているという業者も増えているが、反面、理解の余りできてないという業者もおられるので、契約の手続きのときに、しっかり制度の趣旨とその内容について、説明したい。あと委員がおっしゃるように、業者については理解していただけるように、努力をしていきたいと思っている。

全般的にアンケートを見ても、理解できているとか、多くはあったというところは、軒並み前年と比べたら、一定増えているので、どの回答も増えているので、効果は上がっているのだが、その反面、あまり理解できないというところも、ある程度増えているので、それについては、さらに周知して、理解をしていただけるようにしたいと思う。

会長

ほかに、何かあるか。

委員

多分理解はしているのだろうが、理解すればするほど理解しにくいところが結構出てきている部分があって、制度的には、どうだろう。問題ないでいいのだろうか。アンケートで、利用者と、条例としての認知はあるけど、条例としての効果としてもあると思うのだが、やはり、業務委託の件に関して、「後から働いたほうが得だ」と言われる方も多い。

それと、これから業務委託にどんどん出していったら賃金差が変わってくるし、今の公契約の最低賃金、労務報酬下限額だが、賃金というのは。報酬価格というのは **3** 年前とった価格がまったく乖離してくるということになると、非常に労働者のトーンが市場性はいいだろうが、最初に参入すればするほど、ちょっと。なぜかというと、やはりこの上がりようが予測できない。以前も申し上げたが。

委託業者の時期によっては、非常な格差とパーセンテージで、いろいろな率で金額等を換算して、入札額を決められると思うのだが、そうなってくると、委託に関してはおそらく 90%以上が、人件費だ。そこが、これぐらいの変動してきたときに、一番人件費を圧迫してくるし、ほかの業者とも同じ労働市場で採用していかなきゃいけないとなると、当初落札した企業もしくは事業体というのは、非常に不利益を予測できなかったということになりかねるというのは、僕は制度的に考えなきゃいけないところがあるのかなと思うところだ。

毎年、この下限を考えればいいのだろうけれども、それに伴った補正を考えておかないといけない。以前、落札した業者の何年間というのは、では、どういうことになるのか。結局、どちらの仕事をしても、私ども委託業務というのは、直方市が最終的に管理監督責任を持っていると思うので、それに関してやっぱり最低賃金が違った現場で、事業体がしているというのは、なかなか実際はあまり許せざることではないのかなと思うところがあって、ずっと懸念はしている。

うちもそうだが、ここに新しく出ているように、夏休みの間に、うちにお 問い合わせがあったのが、学童保育。学童保育については、募集金額、募集 時給が違う。経験された方々が、新しい事業者に移っていたというのも、う ちの給食でもある。なかなか制度を守って、それように対応できるような体力がある地元の業者は、そんなに僕はないと思う。その辺の今後の課題として、少し言っておかないと、これ以上、公契約をつけていくと、なかなか市外業者の体力のあるところが入ってきて、特に委託業務が再委託禁止だから、当時とその辺とは全く違ってくるので、ちょっと気をつけた労務報酬下限額の設定と、その移行についてもケアをしないと、と思っているのだが。これはそれらとちょっと絡んでいる。

会長

1 つの研究テーマかもしれない。

事務局

委託業務について、委員がおっしゃるように、確かに同じ業務で、通年契約で行っている。2年、3年、5年という契約の中では、最初の契約年次に、そういう趣旨については、きちんと伝えるので。今の給食業務についてだが。直営から委託への過渡期である。市内小学校が11校あるのだが、そのうち9校がもう委託が進んでいる。あと2校がまだ残っているが、あと同じようなことで、委託をお願いすると契約年の差から、同じ学校の単価の違いというものが出てくるというところもある。

同じ業務で、通年契約の内容の委託については、委員がおっしゃるような出し方、発注のやり方を考えなければならない。発注のやり方からあと何年にするのか、過去は5年とか協議をしておるが、そもそも5年にするのか、やはり2年ぐらいで見直すのかとかいうところを踏まえて、当然予算をつけていくところでもある。公契約の先進自治体については、契約年月日の単価を使用するというのがほとんどの条例制定市で採用がある。これにはやはり理由があるというところもあるし、だからと言って、本市もこれをしなければいけないということではないので、今、おっしゃるその問題点については、検討を重ねて、今後いろいろと見直していける部分は見直していきたいとは思っている。そもそも出し方をどうするかというのも踏まえて、算定等も含めて検討して取り組んでいこうと思っている。

委員

事業者への周知はいいが、市内部で、委託業務を推進される部署の所の意見だとか、その辺を含めた上で、委託業務自体も個々特性があると思うので、その辺を取りまとめて、個別の対応が必要だと思う。

ただ、うちの従業員にも周知させたいけれども、では今、ホームページ見て、労務報酬下限額を見てみたら、びっくりする。時給 40 円ぐらい高い。 30 円か。それを、平成 30 年に、「社長、30 年、全然違いますけど」って言われても、その逆にじゃあこれは契約年次の労務報酬下限額だからという説明を周知するのは、僕たちの仕事だろうか。

事務局

労務報酬下限額が上がるときはあるが、逆に下がるときもある。

委員

今まではないが。

## 事務局

そういう部分も踏まえて、いろいろ検討する必要があると思う。

委員

実際それで、人が辞めるだとか、そういった問題が出てくると、非常に市が目指している地域活性化だとか、委託業務にするなりとしての、効率的な部分につながることと、そうでないことも言えてくるので、それは、目的がそこにあるのであれば、今のうちに整備をされたらどうかと、僕は、前回の委員会で申し上げたが。

実際、募集広告でも、賃金が違うし、上げたいけど上げられないところも あると思う。次、出てくる 2 年後とかに、また上がってくると、もうその時 給に合わせる、逆に人がやめてしまう。同じ仕事で、それこそ時給 30 円安い ところと高いところだったら、高いほうに行ってしまう。

元々直方市に、委託でできる給食の職員はいなかったから、そういう方々を教育して、その委託業務でできるようになった人を、新しい時給の事業者が、どんどん後からとってくる。これは不都合な事実として、避けられないとは思うが。そこまでを、**3**年前に知っていれば、もっと違う積算と入札の金額はあったということだ。

事務局

予算上は、委託業務も工事の設計も業務内容に応じた金額で積算している。 実際の積算は労務報酬下限額よりはるかに高く積算している。実際、応札していただくときには、やはり一定考慮したうえで、事業者側で積算して、応札していただきたいというのもある。

あと、発注の仕方、同じ業務で分かれるから、こういう問題が出てくるものであって、同じ業務は、一定同じ年度で出せば、問題が出てきてないわけである。

委員

他市町とか他県である委託業務の賃金をかえないというのは、同時期に、同じ契約を委託するからである。もう全部委託化が進んでいて、再委託の時期が、統一地方選みたいに一緒で、毎年3年後に決まっているから、途中での変更はないとなっているだけで、ここみたいに3年間とか5年間とかいう契約が入り乱れている中というのは、初めてのことなので、やはり何か反省材料にはしてもらいたい。

事務局

それは、この議論の中で、一定理解はできたので、教育委員会でも給食業務については、できるだけ同一の発注の入っているところで、今後のことについては調整とか、今後する部分についても、そういう話はしている。

会長

どっちにしても、今年度か、次年度も含めて検討課題ということで、しばらく議論をしてみたいと思っている。

事務局

この業務については、今のところはその問題が出ているのは給食業務で、 あと2年、あと2校もあるので、実はあと更新の時期とか、それを入れれば、 問題なく事務していただけるので、それについては主管課側も話をしている。 公契約の制度上というよりも、発注の仕方の問題である。

委員

だから、その辺は事業者の周知もそうだけど、市庁舎、庁舎の業務自体の各部署のその公契約の調整というか勉強も必要だったのではないかなというところだ。

事務局

了解した。

会長

では、次の議題に入ってよろしいか。

各委員

はい。

議題 2. 直方市公契約条例施行規則の改正について

会長

直方市公契約条例施行規則の改正について事務局より説明をお願いする。

事務局

説明させていただく。

両面の資料、「直方市公契約条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対 照表をごらんいただきたい。

今回、改正する点が2点ある。まず、規則第3条のほうから説明したいと思う。

1 点目としては、業務委託の対象範囲についてである。表の右側が、現在の業務委託の対象範囲となっている。

このうち、赤字で表記している (7)「窓口業務」を、表の左側の (7)「人材派遣業務」に改正するものである。改正の理由としては、より公契約条例の目的に沿った対象業務とするためである。平成 26 年に、公契約条例施行時には、業務委託において 1,000 万以上の対象となっている業務に関しては、市民課の住民票等、発行窓口業務の委託のみであった。その後、行革が進み、民間委託が増加した。平成 30 年度においては、記載している 4 つの業務が対象案件となっている。

窓口業務として、現在、4 つの業務を対象としているが、これは窓口での業務に特化して対象としているという意味ではなく、労働者派遣法の規定による人材派遣業務において対象とするというものであると思われる。

以上の理由により、業務委託の対象業務を「窓口業務」から、窓口業務に限ることなく広く「人材派遣業務」に改正するといった内容のものになる。

次に、そのまま続いて、改正の 2 点目である。こちらのほうを説明させていただく。第 4 条の「台帳の作成及び報告について」である。先ほどと同じく、表の右側が現状の規則で、左側が改正案になる。公契約条例導入からこれまで、契約日と履行開始日は近い日にちであることを想定していたが、現在、業務委託において準備期間が必要な案件で、契約日から履行開始日まで、

約3カ月ある事例があることが判明した。現状の規則においては、契約日の属する月から台帳の提出が必要ということになるが、この事案を踏まえて、第4条の4として、契約月に履行期日の始期がない場合においては、前項規定中、「契約日」とあるのは、「履行期間の初日」と読みかえるという規定を追加する。これにより、「契約日」と「履行開始日」に間がある場合でも、履行開始日からの台帳の提出となる形となる。

規則の改正の2点の説明に関しては、以上である。審議をお願いする。

会長

第3条の「人材派遣業務」というのは、おわかりになったか。

副会長

市に想定が何かあって、人材派遣業務に改正するのか。実際に何かあるのか。

事務局

表の下のほうに、平成 29 年度窓口業務対象案件としているものと、あと平成 30 年度窓口業務対象案件としているものである。

実際、その「窓口業務」というのは、結局当初は市民課での窓口業務を想定して行っておったのだが、公契約条例の意味から考えて、窓口で接客している業務を主として対象としているというというよりは、人が、労働者が働く人材派遣の関係の業務が対象となるという形のほうがより望ましいのではないかということで、現状、窓口業務として対象としておるのが、その市民課発注分であったり、人事課発注分であったりする。平成 30 年度の人事課が発注している「総務事務センター運営業務委託」というのがある。こちらは、窓口業務にはかわりないが、市民一般への窓口業務という意味合いではなくて、人事課の職務になる「職員に対する窓口業務」という意味であり、この運営業務委託である。

副会長

その状況に合わせて言葉をかえただけなのか。新しい業者が出てきたから そうしたわけではなく。どちらか聞いているだけ。難しく答えを考えなくて も。

事務局

想定しておった窓口業務というのが、対市民に対する窓口業務という意味 合いで、当初、公契約条例を作っているのではない。

副会長

いや、そうではなくて、窓口業務というのが、要するに公契約条例の対象で、実際にチェックリスト作ったりさせているようなものがあるのか、ということはどうなのか。それは、ないのか。対象事業者というのがいるのか。

委員

現状、窓口業務は公契約に入っているのであろう。

事務局

入っている。

副会長

だから、言葉をかえただけの。より正しい言葉にかえたなど。それか実際

に事業者がいるかどうかだけを聞いている。

事務局
こういう言葉をかえているので、意味合い的には少し広い意味になってく

るのではないか。

副会長だから、その「対象業者」いるのか。

事務局 それは、平成 30 年度の 4 つポツがある。こちらが、人材派遣業務として

の対象業務である。

副会長ああ、人材派遣業務。もう実際、あるわけだ。名前をかえたわけだ。

事務局
そうである。

委員 それは、繁忙期で人の数が調整しやすいとか、そういうことなのか。

副会長いいと思う。市がやりやすいのであれば。

委員 対象になるような業務として、人材派遣で現実には業務があるということ

だ。

事務局 そういうことである。

副会長 もう少し簡単に説明したほうがいい。

会長 直方市総務事務センター運営業務委託、人事課というのは。

事務局 この業務は、主に互助会とか、共済の関係である。共済は市町村職員共済

の事務がある。それは直営、市の職員がやっていたのだが、ルーチン業務だったり、職員が申請書を出したり、それを共済に出すような手続業務なので、 そういう業務、一定のルーチン業務は、人事はこういう形で、外部委託をや

っている。

会長特に、職員の人に詳しく説明したりするわけではないのか。

事務局 一定の理解というか内容業務なので、説明はあるけれども、そんなに考え

て判断するようなことではない。

委員 これは、人材派遣会社によっての契約であるか。

事務局そうである。

委員	そうすると、1 社が 700 万円と言ったら 3 人か 4 人ぐらいで 1 年間以上の 仕事では、多分人材派遣でも今はできないから。
事務局	この 4 件は、1 社で 1,000 万円以上である。
会長	あとは、規則の改正について、意見、質問がある方はおられるか。変わったのは、この3条の(7)と第4条の4項を入れただけだ。
事務局	そうである。実際、実務をする中で整合とれないものを今回、改正させて いただいた。

議題 3. その他	
会長	そのほか、事務局から何か提案はあるか。
事務局	このあと、副会長のお話もあるとは思うが、次回の審議会の開催について、アンケート結果にもあるように、公契約の対象案件は増加傾向にあるので、事務局としては、今年度新たに対象となる数件の状況を確認しながら、審議していただく事案が発生した場合等に、適宜、審議会を開催させていただきたいと考えている。つきましては、次回の審議会に関して、審議いただく案件が発生した場合に開催させていただき、もし仮に対象案件が生じないようであったら、来年の3月に労務報酬下限額の決定等に関する審議会の開催をと考えているが、どうだろうか。
副会長	大丈夫だ。たくさん宿題をあげるので、開催をしてもらうようになると思う。
事務局	ありがとう。それでは、先に日程だけ決めさせていただく。
各委員	はい。
事務局	皆さん忙しいと思うが、なかなか急に日にちが決められないと思うので、 来年の3月、設計労務単価が県のほうから出るのが、大体3月の中旬ぐらい になる。大体、3月22日には確定しているのではないかと思うので、年度末 のぎりぎりになるが、3月25日の週の、25、27、28、29日のこの4日間で、 委員の皆様の都合がよろしい日の、午後2時から考えているのだが。どうか。
副会長	私はいつでもいい。予定がそこまでは書いてないので。
会長	私はいつでもいい。

事務局

こちらで決めさせていただいても大丈夫か。

会長

はい。

事務局

了解した。現時点で、委員の皆さん、都合が悪くなったら、連絡いただいたらいいのだが、3月27日の水曜日の14時から。この日を仮の委員会の日とさせていただくので、各委員のスケジュール、よろしくお願いする。

副会長

会長、ちょっと資料を配っているので、それで説明をさせていただいてよ ろしいか。

会長

はい。

副会長

私のほうから資料をちょっと配らせてもらっているが、これは要するに、 設計労務単価である。これの一番の下のほうに、九州のところで、福岡県、 これは福岡県の平均だから、直方がこのとおりと言うことはないのだが、公 契約条例としては、これの今、80%ということで、労務報酬下限額を決めて いるということである。

これを 1 枚めくってもらうと、B、A というのが、これが実際に交通誘導員だけども、何でこの資料かというと、交通誘導員というのは、ほとんど人件費だから、これを見ると非常にわかりやすいだろうということで、資料をつけている。

2 ページ目で B というところがあるが、これが 1 名当たり 8 時間以内労働で、13,500 円ということである。この金額が実際に業者に請求がくる。

それから A のところにも丸印をつけているが、これが 1 名当たり 17,000 円ということである。これは相当に金額に差に開きがあるわけである。この開きというのが、これは今、我々が国交省とも交渉というか、意見交換会でやっていることは、労務単価のもう少し実情をよく見て、設計労務単価を決めてもらわんと、実情とは全然あってないよというようなことの資料、同じ資料も国交省のほうに渡しているが、国交省としては、実際に電話とかダイレクトメールで調査をやるのだが、実際にこれだけの大きな乖離がある。これにはもちろん 2 枚目のページの請求がくるには、会社の警備会社の利益とか、いろいろなものが入っている。それにしても、これだけの開きがある。

今、品格法とか入契法とか、建築の場合に一番差が出やすいのだが、大体、建築で何億とかいうような仕事になると、設計が 1 年ぐらい前からの設計になるので、大体、設計労務単価も入契法あたりでは入札する直前にチェックをして、入札するようにとなっているが、なかなか市もそうなれば、人手もかかるし費用もかかるし、なかなかそこまでいってないというのが現実だろう。それで、こういう格差もいろいろ出ているのだろうと思っているので、適正な設計、それから入札前にはチェックをして、適正な予定価格をもって入札をするというふうに、法律的になっておるので、市としては、その辺を

一つ検討していただいて、どういうふうに実際やっているよというようなことを、来年の 3 月では、もう遅いと思うので、1 つ、これが前年度の問題として、今年度 30 年度の問題として、市は実際にこういうふうにしてやっているということを、1 つしっかりと説明をしていただきたいというのが 1 点である。

もう 1 点は、同じ設計労務単価だが、要するに、今、毎年、今、設計単価が上がっている。今、事務局のほうからも説明があったが、来年の 3 月の中旬ぐらいに、同じ金額かどうかわからないが、我々は一生懸命運動しておるから、恐らく賃金が少しでも上がっていくだろうと思う。

ところが、公契約条例では、要するに、労務賃金が、来年なら来年、これが少し上がったとする。そしたら、上がっての 80%ということになるが、じゃあそれが実際に、来年の入札のときの本当に上がっているかどうかというのがわからんと、どうにもならないわけである。だから、そこのところも踏まえて、しっかりと説明ができるようにしておいてもらいたいということが1つである。

それから 2 番目の設計労務単価だが、委員と同じ主旨になるが、一緒に検討してもらいたいと思うが、例えば建築工事で 3 年間の工期の建築工事で、次の年に労務単価が上がったと。それは 2 年間の工事の工期があるわけだ。そうすると、国交省では今、賃金の上がった分もインフレスライドとして、計上しなさいとなっているわけだ。

ところが、我々としては、「いや、上がったのであれば、上がった分だけ労務単価上げてください」と。そうじゃないと、インフレスライドというのは1%、全工事金額のだ。上がった人件費の1%じゃなくて1%以上上がったじゃなくて、全工事費の3億あれば3億の1%以上、上がった分については、インフレスライドでみると。しかし、1%以内いうのは、もう業者の持ち出しであるよというのが、もう書いてあるわけである。いや、しかし、労務を、労務者を守っていくためには、要するに上がったら上がっただけの、真水で上げてくださいというのを今、相談をしている。それは委員がさっき言っていた話と一緒になる。5年契約と。やっぱりこれも合わせて、そこのところはどうするのかということである。そうじゃないと、今度の3年間の任期の間に、設計労務単価の80%から少しでも上げていこうではないかという話で、この前は終わった。

しかし、今言った 2 つの問題が解決しないと、上げようと思っても上げられんわけだ。上げた途端に、この労務単価っていうのは、交通誘導員の 1 時間当たりの値段というのは、もう我々前から資料見ているから。もう何円か、ぎりぎりだ。そうすると、81%に上げた途端に、違反する人が出てくるわけだ。業者が。だから、それをわかっていて、私が業者の立場で、「いいですよ」なんて言えない。だから、そこのところを、市も、発注者としての責務もどういうふうに考えるかということの問題だと思う。公契約条例の中にも、きちんと謳っているが、発注者の責務、それについては、発注者及び受注者が相互に対等、平等な関係にあることをということで、同じような責務を果たしていこうということ。それの下には、労働基準法から、品格法まで全て書

いてある。

だから、そういうことが、はっきり改善されないと、特に建設業の労務単価の改善というのは、やっぱり難しいと思う。大事なのは、適正な設計、適当に正しい設計じゃない。適正な正しい設計、予定価格を出してもらわないと。

それで、交通誘導員は、労務単価だから、これはほとんど人件費だからわかりやすいが、例えば生コン 1 ㎡がいくらするのかという設計として、金額が出ているわけだ。あれは、砂代、水代、砕石代、それから機械損料、運搬料、それから初めて人件費というのがその中に入って、一つの歩係として入っているので、誰が見てもあれは人件費がいくらというのは、なかなかわからない。だから、この交通誘導員のこういう人件費の問題、それからインフレスライドの問題、この問題が解決しないと、なかなか私も前に進めることができないし、労務者を助けるというか、もうこの公契約条例の目的にきちんと入っている。これをするには、発注者と受注者が同じ立場で、同じくこの問題に取り組んでいかないとできないということである。

特に、委員の場合だと、5 年契約。労務単価というのは、市の、委託は市の臨時職員の給料にあわせてある。だからこれが少しずつでも上がっていけば、しかし5年間の委託契約した人は全く上がらない。

だから、そういったものをやはり、この 2 つを直方市に宿題として、発注者の責務として考えて、答えを出してもらいたいというふうに、私の意見だけではだめだから、ひとつ、委員会のみんなの気持ち、意見だということで、お願いをしないと。一人一人が自分の立場だけで話しても、これはもう進んでいかないと思う。と、私は思うが、いかがであるか。どうだろうか。はっきり言ったらいい。

委員そのとおりだと思う。

副会長 委員、どうだろうか。

委員 はい。そうである。

副会長 会長、どうであるか。

会長はい。

副会長 委員、どうであるか。

委員 そうである。今、言ってもらったとおりで。

副会長では、全員でお願いをする。

会長 少し検討してもらって。

委員

ちょっといいだろうか。設計労務単価のこれだけの乖離は、何で生じてくるのだろうか。こんなに。A の単価が 17,000 円で、こちらが 1 万円だ。この 5,000 円の差は何か。

副会長

これは、資格がいる。交通誘導員の今、資格がある。それで、大体 A というのが、国道とか県道とか、そういう重要な道路のところに出るものは資格がいる。それで、B というのは、ガードマンにガードマンをつけておかないとどうしようもないみたいな人、そういう賃金の差があるわけだ。

だから、「資格がない者でもいいじゃないか」というみたいなことにはいかんわけだ。きちんと資格を出さないといけない。その差である。

委員

昔はそこまではなかった。

副会長

なかった。なかったが、何年前だったか、新しく資格をきちんと取らない といけない。

委員

福岡県の労務単価の表があるではないか。歩係表から何か単価表まで。そ のあたりの単価は、どういうふうになっているか。

副会長

これは、委員に、昔、役場で設計をしていた立場なので、歩係を教えてほしいのだが。こちらのほうが。

今、市の仕様書、設計図書の中には、その肝心な歩係とか、そういう小さ なのが隠している。白紙で出している。

委員

積算ソフトで計算している。

副会長

そこのところは委員が詳しいだろうから、昔を思い出して、歩係表を出してもらったらありがたい。

委員

福岡県の場合は、単価出すときは、いろんなところから見積もりをとって、 それの平均で出していた感じだ。生コン代にしても何にしても。場所によっ ては高いところもあれば、場所によっては低いところもある。

この労務単価そのものは、設計書の中には、この労務単価で計算していって、最終的には計算はそれで、予算ではそれを計算されてきて、最終的には 見積もりをされる方が、どういう単価でもってくるかが 1 つだ。

副会長

だから、国は歩係の中に、設計労務単価を入れなさいと言っているけども、おそらく市は設計するときに、そんな時間もないし、委託に出してしまうのだろう、設計事務所に。そうすると、昔から決まっている歩係表で出してしまう。生コン 1 ㎡あたりいくらと出してしまう。それにプラス労務単価が幾ら上がっているから上げたというものがわかればいいのだが、これはもう隠

している。なかなか難しい。

その点、委託業務のほうは、きちんと人件費でいくらとか。それはもう出 てくると思う。

委員

ついでだけど、こっち側が、今年の夏休みの学童支援員の募集。学童支援員さんが、こちらがやられているところが、時給 865 円だ。こちら側のもう 1 つのところがやられているところ学童支援員、同じく夏休みの補助の募集だが、時給が 855 円。2 つがもし同じ時に出たときに、皆さんどう思うかということだ。

副会長

10円違う。これは決まっているのか。

委員

決めてない。違う別の、後から受けたのが **865** 円だ。おそらく、公契約の中で最低賃金が、学童支援員だ。

副会長

学童支援は時給が上がって喜んだというようなアンケートがあったが。

事務局

平成 30 年度の労務報酬下限額は、865 円である。

委員

だから、その前から受けているところは全部、855円とか。

ただ、同じ夏休みに、人が足りないから募集されるのだけれども、**855** 円のところを見たら、**865** 円が公契約でいるとしたら、これはどうかと思われるのだろう。

公契約を主張していいけど、主張すればするほど前のままの募集金額で出すと、やはりいい印象どころか。時給が高いほうへ移りたくなるというのは、 当然だ。

これが、労働市場では、当たり前に出てくると、公契約としては弊害がある。何か弊害とか契約の仕方だとあれだろうが、あると思うのが残念なところだ。

委員

この審議会ができたときに、3年、5年の単価はどうするかと議論した。契約日は1年前で、800円だったと。それで1年後で850円だったと。この3年間は、当初の下限額でいくという話をしてきている。本来なら、今、言われたように、スライドしていくべきだろうという話を、ここでしているのだけど、なかなか認めてもらってない部分があって、そのままの状態できている。

副会長

それで今度は、皆さんの意見で答えをもらうように、今日お願いしたから、 近いうちに出るのではないか。

極端な話は、3 月契約してまだ賃金が上がってなかったら、4 月以降に 5 月ぐらいに契約した人が時給が上がっていた。前の人が上がってないのに、そんなことはない。やっぱり 1 年契約でしたところは、合わせて上げてもら

うという、そういうところをやってもらいたいと思う。

委員

契約変更が可能であれば、それができればいいが。その賃金の部分。

副会長

公共工事は、数量表によって業者も入札するが、落札後であっても、数量 表の間違いなどいろいろな計算したら、人件費おかしいというようなところ があれば、協議を申し込めば、協議をしてくれる。だから、その点の協議は、 今、市にしてもらっている。

だから、協議をすればいいと思う。委員も協議していいと思う、頑張らないと。

委員

そうだった。その辺が間違って進むと、全体の公契約の委託事業が続かないとか、続かない理由にこの公契約の再賃金の話だとか、そういうところが入ってくると、ややこしくなるかと思う。

例えば、うちの話ばかりで申しわけないが、5 年契約だからと思って、さらにプラス 2、3 名ぐらいの予算でやっていこうと思ってやっているわけだ。 長く委託業務をしようとするほど体力をつけなきゃいけないし、持続させなきゃいけないとなっていて、ところが従業員は、ある程度、自分が考えるペースでは従業員の給料を上げるけど、ほかの事業者にどんどん上げていかれて、いい人がそっち側に移ったりするときの事業の持続性というのは、本当に危ういような感じを受ける。この単価の上がり方については。

この予期し得ないところへの事業の継続性は難しくなるというのを、変な話だが、もしうちがつぶれて、それを訴えたりしてもいい。どういうふうな反応をされるのかと。公契約がいいところもあるといえば、事業として続かない。続かない理由が公契約で、最低賃金、みずから以上のものを同じ労働市場で決められるというのは、いつかは、そういうところまで話がいくところも可能性があるのではないか、これから他の町のことも思うことがある。

委員

実際、人手不足で高いほうに行かれたら、仕事できないようになる。

今、福岡県の最低賃金が、今、1 時間 789 円だ。これが 25 円ぐらい上が りそうだという話だ。それを考えたら、ハローワークとか、資料を見たら、 もう 800 円以上なのである。1 時間当たりの単価が。募集しよるけど、経営 者側の業種は、医療関係とか、介護関係とかそのあたりが多いけど、手を挙 げるのは要するに労働者側が手を挙げるのは、運輸とか、そういう業種が多い.

だから、結局そこでバランスが全然取れなくて、賃金としては、**800** 円以上じゃないと働かない、というのが、今、筑豊でも広がっている。地元の情報機関誌でも、そうである、**800** 円以上だ。高くしても来ない所は、潰れる可能性もある。

委員

そういう報告でいうと、少し上げる分にはいいと思うが、上げられない部分で事業している所によっては、辛いと思う。

委員

ただ、最低賃金が高くなれば、公契約の意味はもう果たさなくなってしま うのである。最低賃金が優先だからだ。

だから、最低賃金 789 円が 814 円とかになってきて、今、労務報酬下限額 865 円だ。865 円で事業主の立場からすると、51 円の差だ。この 51 円が、こう詰まっていって越えでもしたら、公契約をもうどうするのかって言ったら、上げていかないと、という話になるのであろうと、最低賃金に対して。おそらく、国家公務員の 1 級か、2 級か。

副会長

公務員も民間が上がっていけば上げるようになっている。一緒にがんばろう、市も。

委員

大分近づいていくようだ。

副会長

市が最初に小さく作って大きく育てると言った。今が大きくなるチャンスだ、今が大事なときだ。

事務局

少し、確認させていただく。

これは平成 30 年度の設計労務単価。福岡県のところに印をつけていただいているが、県は、この設計労務単価に応じて、この設計でしている。

副会長

そうである。

事務局

直方市も、この設計単価で積算している。福岡県以外も、出ているから、 各県、各市町村も、このとおりに積算している。これが基準だ。

この 2 枚目については、実際に警備会社から請求がある分ということなのか。

副会長

そうである。

事務局

警備会社は、その設計労務単価がそもそも低いのではないかということな のか。

副会長

だから、設定単価が低いということで、今、我々は業界を上げて、日本全国で国交省と話しておるけども、単価を一遍に上げられないので、毎年毎年、もう5年上がった。だから、来年も、恐らく3月ぐらいには、来年度の単価が、上がってくると思う。今は事業者側が、払っている。自腹だ。

事務局

福岡県もそうだろうが、直方市は、この基準に基づいて設計をしている。

副会長

それはわかっている。わかっている。

事務局

ここの差が、どうなのかという話なのか。

副会長

これを、実際に知ってもらって、今、入契法とか品格法を見たら、きちんと書いている。それこそ、国交省のホームページにも出ておるから、入札前に見積もりをとったりして、現状にあっているかどうかというのを確認しなさいと。

これは、設計労務単価だから、設計をするときに、設計屋に委託するか、 市でするか、そのときに、これで積算しなさいって設計するわけだ。この金 額ですれば、全然おとがめなしだよという意味じゃないわけだ。だから品格 法、入契法が、改正された。見積もりをとりなさいと。だから、見積もりを とれば、「これは国が決めているけど、これは大分金額が違う」と、それを直 方市がどう考えるのか。福岡県がどう考えるのかということだ。だから、現 状を、しっかり見てくれということだ。

委員

ただ、これを市に言ったら、ちょっと酷な部分がある。本当は県、国に。 それできちんと上げなさいと。だから、その設計書どおり、設計金額がいき なり上がってくるのだから。

副会長

何で私がそう言うのかというと、以前は、最初に品格法ができたときに、いわゆる労務賃金を上げた。工期があと 2 カ月以上残っているものについては、もう真水で上げてきた。だから、その次の年からは、全国の各自治体が反対したわけだ。国交省に。そんなこと言ったって、じゃその分だけ助成金くれるのかと。もう色々なことがあるわけだ。

そうすると、国交省もそこのところでインフレスライドという条項を認知 したわけだ。それを、今、我々が一生懸命、闘っている。だから本当言った ら市も一緒になって、現実は違うと。見積もりとったら、こんな違いがある んだということを、本当言って、自治体にも言ってほしい。労務者を守ると いう意味では。

ところが自治体は、これには国交省が決められぬとこがあって、国交省が「いや、財務省が」と逃げるわけだ。しかし、財務省が別に労務単価上げてすることに、あんたたちが文句言うことはないじゃないかと言うが、「いや、会計検査院が云々。」と。そうしたら、会計検査院まで行こうということになって、代議士と一緒に行ったことあるのだが、きちんと根拠がある設計なら何も言うことないという。

だから、自治体も一緒にやって、本当は、国交省に対して一生懸命、一緒に言ってほしいわけだ。だから、こういう差異があると。参考だ。このとおりしてくれって言っている訳ではない。

この金額を全部の会社がこのとおり払っているのかといえば、少し安くなっているところもある。私のところも、それは少し安くしないとやっていけないから、そこは現金で、もう月末しめたらすぐ払うという現金払いと、あとは使用頻度だよね。要するに、いつも頼んでいるとか、そういうところだったら少しは500円ぐらい下げようとかいうようなところがあるだろう。

この交通誘導員が、昔は我々の会社でも、現場に行って、自分の会社で作業がないときは、交通誘導員のユニフォームだけ着せて、旗振ってそれでよかった。ところが今、設計に載っている。この事業に対しては何百人という交通指導員の数が。それを出さないといけないわけだ。100 人使うようになっているとすると 100 人分出さないかんわけだから。だから、しかたがないから、私は 6 年前からしっかり言っているが、自分のところも給料を払わないといけないときに、私の給料を下げるしかない。私はもう年金をもらっておるから月 6 万円の給料だ。収入は 6 万円しか給料がないわけだから。それだけ経営者は努力しないと、やっていけないところはある。私は言うが、委員もそういうところは言いたいだろうと思うが、本当に我々経営者が当たり前に給料を貰っていたら、とてもではないがやっていけない。

事務局

設計労務単価と、実際のところで乖離があるというふうに、現状問題あるとは思うのだが、直方市、県が積算するときに、何を基準とするかと言われたら、やはり国で決めたこの設計労務単価である。

副会長

わかっている。

事務局

重々わかっているかと思うが、これを基礎とするほかないではないかと思う。

乖離を踏まえて、例えばここの金額が上がれば、直方市だけでなく、県も、 市町村もそれに準じた設計になるのではないかと。

副会長

そのために一生懸命、運動している。市の協力はないけども、我々だけで 頑張っておる。それを思って言ってない。言ってもしかたがない。国を変え ないと、もう変わらない、それはもうわかっている。

今日の傍聴人の方もよく聞いておいてください。労使交渉をしているわけではないのだから。

委員

それだと、窓口業務から人材になるのではないか。今回、窓口業務から人材派遣業務に改正される。人材派遣業務っていうのは、人の出入りが激しいので、委託で 1 年後、2 年後で同じ業種で賃金が違うということがないように、その辺をこれから始まる業務には特に盛り込んで、契約を発注する部署とよく話されたところのほうがいいかと思う。

うちみたいに悪い印象が出ないようなことを次は検討されておいたほうが いいかなとは思う。

会長

従業員が、もう少し賃金がいいところに就かれると、仕事できなくなってしまう。

副会長

そうだ。今は災害のところはそうだ。熊本の災害なんていうのは、みんな 業者が、熊本県の業者しか使わないということで、県とそれから業界とで決 めているから、我々が応援に行くとかいうことはできないけども、人間だけは、もうどんどん引っ張っていけるわけだ。近隣の佐賀県とか、皆、働きにいっている。そういう感じだ。

委員

当初、危惧していたものが、今、出てきている。

副会長

熊本あたりは災害であるから、落札しないということは多いものだから、要するに全部見積もりだ。業者、資材屋に見積もりをとって、予定金額を決める。それ対して、県も何も言わないわけだ。だから、そういうことを積極的に市がやっても、そんなに文句は言われない。理由があれば、できるんだけれど。それも、市に先駆けて、他の市に先駆けてやれと言っても、それは無理な話というは、よくわかっている。我々もよく頑張って、今度、建設産業連か何かがあるので、あそこと一緒にやろうかというような話もしている。国が変わらないと、変わらない。

最初、委員が言っていた「公契約条例を理解してない」のが何社かあるというのは、直方市の仕事量が少ないもので、そうすると、2年、3年に一回ぐらいしかとらないし、3年間仕事がなかったという業者もいるわけだ。そうすると、そういう業者がいきなりとって、公契約をやるものだから、意味がわからない。第一、ホームページは見たこともないという業者がいるわけだ。

福岡県は設計額 5,000 万以上が総合評価で、配点の高い業者にさせるというのが、国交省もそうだが。直方市は総合評価の対象となる設計額を 1 億と決めているが、それを満遍なく業者の人に仕事をやるということで、年間 20 億、30 億しかない仕事を満遍なく 150 社ぐらいの業者に仕事を満遍なくやれればいいけど、そういうわけにはいかない。そういうふうに考えたら、それが正しいと思う。初めてという業者もいる。

会長

いずれにしても、日本全国、どこもかしこも人口が減っているので、少しは人口を増やす努力を、国としてもしてもらわないと。そういうことで、では、次回の審議会についての日程はどうか。

副会長

宿題の回答をお願いしているので、その委員会をいつ開くか。

事務局

先ほど言いました現時点では **3** 月 **27** 日の水曜日の **14** 時から。こちらの **808** 会議室で予定している。

副会長

しかし、早く結論をある程度出してやらないといけない。それまでの委員会というよりも、答えを用意して、早くしたらいいのではないか。**5**年前の契約のままずっといくというのは、どうか。

委員

特に、委託業務が今から増えるのであれば、もっと整備をしたほうがいい。 委託業務というのは、人件費が 80%、90%以上になるので、それに関してと いうのは、競合の市場で問題がないようなところだと思う。同業、同じ仕事 だ、結局は。そうすると、わかりやすいものだと賃金の差になってくる。も う一度制度を考え直して進めたほうがいいかと思う。

副会長

だから、涼しくなったら、**10**月か**11**月ぐらいになったら、こうしましょうぐらいで答えを出してほしい。

事務局

協議いただいた内容については、市内部とも所管ともまた、運営、市長と も協議もあるので、いろいろ検討はしたいと思う。

## 4.会議録署名委員の指名

会長 それでは、議事録の署名印を、岩尾委員と入江委員にお願いしてもよろし

いか。

両委員はい。

会長では、よろしくお願いする。

副会長 しっかりと宿題の分は書いておいてほしい。答えまで書いてもらえると嬉しいが。しかし、楽しく頑張っていこう。私の給料を上げるために言ってい

るのではない。働く者のことを考えて言っているのだから。

委員 頑張っているうちの従業員が不憫でならない。安い時給で、明らかに時給 が安いとわかっていても働いてくれるのが、それは小学校の給食が好きなん だ。そういうところでお金の話を、やりたくないと本人たちも思っているわ

けであるが、頑張っている。

副会長市民あっての市役所だから。一緒に考えてほしい。

会長 給料が上がったら、市の税収も増えるかもしれない。

副会長 そうだよ。税収で取り上げるんだ。市も頑張ってもらう。今日は傍聴人の 方が多いので、いい顔していい返事ぐらいしとかないといけない。市のほう

ŧ.

会長なかなか難しい問題だと思うが。

委員 先進地なりの解決をね。ほかは、事例がないのは当たり前だ。ここで先進 地なりの新しい解決策だとかを、問題があるやつを解決していかなきゃいけ ないので、先進地がどうするかを待っていたら、遅い。ここを先進地にする

意味では公契約でなっていただきたいと思う。

T	

## 5.閉会

会長	それでは、これで第1回の直方市公契約審議会を終了する。